

離婚後の単独親権「合憲」

東京地裁 「子の利益のため合理性」

離婚すると父母の一方し

判断を示した。

か子どもの親権が持てない
「単独親権」制度は憲法に
違反するとして、東京都の
五十代の男性会社員が国に

百六十五万円の損害賠償を
求めた訴訟の判決で、東京
地裁は十七日、請求を棄却
した。同制度について「合
理性が認められ、違憲とは
言えない」とし、合憲との

松本真裁判長は、単独親
権を定めた民法の規定は離
婚した父母が通常別居し、
関係が必ずしも良好でない
ことが前提で「子どもの監
護や教育について適時に適
切な判断ができるようにす
る目的がある」と指摘。そ
の上で「子の利益を損なう
事態を避けるため、父母の

うち、より適格な者を親権
者に指定する規定に合理性
はある」と判断した。

男性は、単独親権について
「幸福追求権や法の下の
平等に反する」と主張。離
婚後も父母が共に親権を
持つ「共同親権」制度を創
設しないのは立法不作為だ
と訴えたが、判決は「共同
親権を認めるか否かは、國
会の合理的な裁量権の行使
に委ねるべきだ」と退け
た。

判決によると、男性は離
婚訴訟で敗訴が確定し、元

妻との間の子ども一人の親
権を失った。

男性の代理人は、単独親
権に関する同様の訴訟は複
数あり、判決は初めてとし
ている。

親権の在り方を巡って
は、上川陽子法相が十日、
親権制度を含む家族法制の
見直しなどを法制審議会に
諮問した。

主要国の中では共同親権
を採用しているが、日本
では子どもが不安定な立場
に置かれるとの懸念もあ
る。